

緊急事態措置の適用の延長に伴う営業時間短縮のお知らせ

令和3年8月20日（金）から群馬県には緊急事態措置が適用されていますが、その適用期間が令和3年9月12日（日）から9月30日（木）まで延長となりましたので、令和3年9月30日（木）までの夜間の利用について、午後9時までの利用を午後8時までに短縮し、営業時間は午前9時から午後8時までとします。

短縮に伴う夜間の料金については、前橋問屋センターまでお問合せください。

なお、会館の利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項の順守をお願いしています。ご協力をお願いします。

- ① マスクの着用
- ② 3密（密閉・密集・密接）の防止
- ③ 来館者の健康管理（37.5度以上や体調不良の方の参加禁止）
- ④ 会場定員の50%以下での利用

注) 8月8日から適用され8月31日まで予定されていた「まん延防止等重点措置」については、8月20日から「緊急事態措置」に移行しました。さらに、「緊急事態措置」の期間が9月12日から9月30日まで延長となりました。

緊急事態措置の適用に伴う営業時間短縮のお知らせ

令和3年8月20日(金)から緊急事態措置が適用されることになったため、令和3年9月12日(日)までの夜間の利用について、午後9時までの利用を午後8時までに短縮し、営業時間は午前9時から午後8時までとします。

短縮に伴う夜間の料金については、前橋問屋センターまでお問合せください。

なお、会館の利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項の順守をお願いしています。ご協力をお願いします。

- ① マスクの着用
- ② 3密（密閉・密集・密接）の防止
- ③ 来館者の健康管理（37.5度以上や体調不良の方の参加禁止）
- ④ 会場定員の50%以下での利用

注) 8月8日から適用され8月31日まで予定されていた「まん延防止等重点措置」については、8月20日から「緊急事態措置」に移行しました。